

「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会2019(R元)10/4 No.252 世話人:山下一夫 羽東1

—9月市議会報告—

山崎 陽一 議員 区画整理撤回要求 第50弾

民主主義国家では、あり得ないような住民無視の事業。 土地やお金を没収し道路を作る残酷さ。膨大な事業費

「議員の学校」で全国から参加した60人の自治体議員に、東京地方裁判所の「羽村駅西口区画整理の違法・取り消し判決」を報告。平成8年のTBS報道特集、羽村駅西口「区画整理が街にやってきた」を放映して説明した。

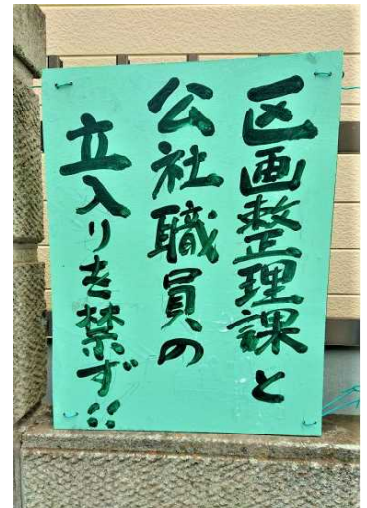
「民主主義国家ではありえないような住民無視の事業」「土地やお金を没収して道路を造る残酷さ」「膨大な事業費など非現実性が明らか」などの意見が出された。

2019年の羽村市の経常収支比率106%は、参加自治体の中でも最悪だった。外からの目でも異常な事業であることを確認した。

山崎:地区内に区画整理反対の看板が100枚程立っている。何が書かれているか？

市長:看板の内容は、さまざまに区画整理事業への反対を表すものと把握している。

山崎:「区画整理課、公社職員の立ち入りを禁ず！」を無視して進入すれば、懲役3年以下・罰金10万円以下の刑。



【移転交渉拒否の看板】

石川: 場合によっては不法侵入になりかねないと承知している。看板が出ている所部長は慎重な対応をする。事前に、調査依頼の通知や電話をした上で訪問する。

市は、「やれる所からやる！ 今後は、2年半から、3年前ぐらいからアプローチしていく。」と・・・

山崎: 集団移転で、合意が得られない時の市の対応を聞く。

市長: 地権者や家族の事情で、予定する時期に移転できない事が想定されるため、集団移転の範囲や工事工程を見直すなど、現在の優先整備地区に限らず新たな範囲での工事展開などを視野に入れる。

石川: これまでは、遅くとも2年前には一度アプローチしていたが、今後は、2年半から、3年前ぐらいからアプローチしていく。

山崎：移転補償の説明を受けるか受けないか、また移転の承諾、拒否の決定権は誰にあるか。

市長：移転の補償説明を聞くか否かの判断は、権利者それぞれの意思による。
同意が得られない場合には、仮換地指定を延期するなどの対応をする。

仮換地指定通知に不服の場合は、「行政不服審査法」又は「行政事件訴訟法」で、申し立てや羽村市を被告として、裁判を起こすことができる。

山崎：法によると50ha以下の事業見直しは、まず市長が発議


山崎：市長が発議、そして施工者・地権者・第三者等を交え検討委員会で検討。
新たなまちづくり案を都の都計審にかけ、認可されたら市議会にかける。

都市計画道路の計画があった市でも区画整理を止めた所はある。本来、都市計画道路は東京都がやるべき事。そういう形も可能だ。

山崎：仮住まいが不要で、引越一回の「直接移転も可能」との答弁があった。いま迄、これで何棟やったのか。

市長：直接移転は、換地先に再築した後に、従前地の建物を解体撤去する方法で、仮住まいが不要なため、引越しが一度で済むなど、負担が軽減できる。

直接移転は、平成24年度1棟、平成30年度1棟合計2棟行った。



羽村市は、集団移転させるため、住民に長期の仮住まいや2度の引越しをするような言いが、「街を壊す事業」には、協力出来ません！

山崎：羽村大橋付近、区画道路工事の一部が変更と聞く。どのような計画変更か。

市長：今年度計画していた、羽村大橋周辺の区画道路築造工事は、周辺に居住する権利者との移転協議が整わないため、現在、施工範囲の変更を視野に設計中。

山崎：要するに、地権者との合意が整わない以上、計画を変更せざるを得ない。

鈴木 拓也 議員

根本に無理がある。その無理が、色んな形で現れている。

鈴木：集団移転の範囲が拡大したのは、30年計画だったのを国と東京都から言われ短縮、18年に減らし期間を圧縮したためと言う。

では、何故30年計画という長期間の計画を描かざるを得なかったか。

やはり雑木林を「まちづくり」する区画整理手法で西口のエリアを整備しようとしている無理が根本にある。

その無理が、資金計画の無理、期間の無理、中断期間の増大という住民負担を増やす無理に、色んな形で現れてきている。

鈴木：集団移転等による住民負担はバカにならない。 被害が少ない内に、早く抜本的な見直しを図るべき。

鈴木：自分の都合がそれぞれある。今動きたくないとか、そもそも事業に反対しているから移転するつもりは無いという方もプレッシャーを掛けられる。

その負担はバカにならない。根本の無理の現れである。

石川：協力が得られない場合は、工程の変更をして、全体に影響しないようにする。
部長

鈴木：第2次換地案に反対(地権者)が400人もいる状況で、範囲や工程を見直すだけで、反対者に対応出来るとお思いか。範囲や工程を見直したら、その見直した先にも反対者がいる。

石川：反対とか賛成に関わりなく、アプローチしていく。
部長

鈴木：無理な計画はどこかで矛盾が吹き出し、暗礁に乗り上げ大変なことになる。
被害が少ない内に早く抜本的な見直しを図るべき。


鈴木：補助金の不確実性は、市財政に跳ね返る危険性あり

鈴木：補助金について、東京都の担当者に問い合わせたところ、使い勝手が良い補助金なので要望が多く、今年の配分率は80%に減っている。今後どうなるか分からないと言う話だった。

100億円来るはずのお金が80億円しか来ないということがあり得ませんか？

石川：今議員が心配される所はゼロでは無いと部長 思っている。

鈴木：これだけ大きい事業。その差額は巨大な額になり、結局、市財政の負担に跳ね返ってくる危険性がある事を指摘する。



市は、補助金で「再築補償」にすると声高に言うが、「新築補償」じゃないから、新築の為の消費や、区画整理後の土地と新築した家屋への税金が上がつて大変だあ。
終了時の清算金徴収もあるし！
結局、市は、住民の生活より、税金の取れる地域にしたいのだ。

馳平 耕三 議員：市長の言う「槌音を立て始めた」段階で財政 状況が悪化。固執せず、柔軟に考える必要がある。

馳平：例えば、私の家内が大きな家を建てたいとなった時に、もう貯金がスッカスカンになっているので、頭金も何もないような状況。全部ローンでまかなう。そうなった時に、「ちょっと無理だ、規模を小さい家にするか、今のまま借家で頑張るしかない。」と言うのも財務部じゃないのか。

財務：今、行政のスリム化に向け、経常経費の削減に向けた取り組みを行っている。

副市長：企業収益が非常に大きい自治体になったのは、西東京工業団地の整備を行い、企業に進出してもらい、企業の税収によって一時期は不交付団体になった。将来の投資を昔からしてきている自治体なので、市債を借りて(借金)でも将来的に実行して行かなければいけないと思う。

国の方策がどのように変わるか見通しができない中でも、この(西口)地域を守っていくという事。将来にわたって発展出来るようにして行くことは地方自治体に課せられた責務としてやっている。

馳平：結局、借金に頼らざるを得ない状況だ。経済状況の見通しもきかない中で、固執していいのか。柔軟に考えていく必要がある。

羽村市の破綻を招く。



時代も地域も違う！この間違った発想が、

水野 義裕 議員：説明は解りやすくすべき。

水野：自分の家が、どの時期に移転する計画かという情報はいつ提供されるのか。
市長：10年単位に限定せずに、細分化し、年度を小単位にして、わかりやすい資料を年内を目途に作り、知らせよう努める。

一 裁判のお知らせ

羽村駅西口区画整理事業第2回計画変更決定取り消し裁判

第2回口頭弁論 東京高等裁判所 809法廷

10月9日(水)午後3時～ 約10分

場所:霞ヶ関 東京高等裁判所8階 一どなたでも傍聴できますー

期間15年延長の「第3回事業計画変更」に対しても、東京地裁に提訴します

- 原告希望の方は、「委任状」に自筆で署名と2ヶ所の押印(同じ印)で、10月23日(水)迄に、下記ポストまでお願い致します。裁判費用は、後日集めます。
- 原告希望の方は、原告の人数にもよりますが、裁判所への費用7000円と弁護士さんの着手金を含めて、一人1万円とします。

～「委任状」希望の問い合わせや、「委任状」を入れるポスト～

山下 一夫 羽東 1

浅井 新太郎 羽東1

山崎 陽一 羽東 2 ☎555-5098

神屋敷 和子 羽東2 ☎090.2469.1885

島谷 晴朗 羽東 1

秋山 純子 羽東 2

塩野 充子 川崎 1

清田 敏雄 川崎 1

住民の生活を破壊し、地域の環境や人間関係も破壊する事業に「おかしいことは、おかしい」と、皆で声を上げ続けましょう！